



栃木県公報

令和3(2021)年
2月19日(金)
第180号

目次

告示

○予定保安林	123
○生活保護法による指定施術機関の指定	124
○地籍調査事業計画の決定	125
○地籍調査の成果の認証	125
○道路の供用開始	125
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	126

公告

○土地改良区役員の退就任	126
○開発行為の工事完了	127
○県が設置する都市公園の利用料金の承認	128

調達等公告

○入札公告	130
○同	131
○同	132
○同	133

告示

栃木県告示第76号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
矢板市幸岡字権現山1400-1、1400-2、1798から1801まで、1802-1（次の図に示す部分に限る。）、1803から1805まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現山1400-1、1400-2、1799、1800、1802-1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市中粕尾字笹久保2183、2184、2187、2188、2189-1、2189-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹久保2183・2189-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第77号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和2(2020)年 7月7日	荒川 健太	高根沢町宝積寺1214グリーンヒルズB102	訪問医療マッサージきずな	高根沢町宝積寺1214-3
令和2(2020)年 8月7日	岡田 成市	野木町南赤塚1107-4	しあわせ はり・きゅう院	野木町友沼6093シテイハイムミナミ1-102
令和2(2020)年 8月21日	菊池 優充	足利市朝倉町3-11-11	ライズン足利整骨院	足利市福居町2181-4
令和2(2020)年 8月27日	小川 和英	-	矢板僕接骨院	矢板市扇町2-1526-15
令和2(2020)年 9月4日	想田 一也	足利市助戸3-528-26	千歳整骨院	足利市千歳町59-2
令和2(2020)年 11月9日	氏家 浩	-	あおぞら鍼灸整骨院	日光市土泥2163-9

令和3(2021)年 1月5日	熊倉 園弥	-	とちぎ訪問マッサージ	栃木市野中町1376-4
--------------------	-------	---	------------	--------------

(保健福祉課)

栃木県告示第78号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和2(2020)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の 名称	調査区 域	調査期 間
益子町	益子町のうち山本XⅢ、前沢Ⅰ及び上大羽Ⅰ地区	令和2(2020)年5月26日から 令和3(2021)年3月31日まで
茂木町	茂木町のうち深沢Ⅳ、黒田Ⅰ及び青梅Ⅰ地区	
栃木県森林組合 連合会	大田原市のうち大田原市須賀川B地区、那須塩原市のうち那須塩原市高林A及び那須塩原市高林B地区、那須町のうち那須町伊王野A及び那須町伊王野B地区、那珂川町のうち那珂川町大那地A地区	

栃木県告示第79号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った 者の名称	調査区 域	成果の 名称	認証年 月日
壬生町	壬生町大字藤井及び大字壬生甲の各一部	壬生町大字藤井及び大字壬生甲の各一部(藤井壬生甲Ⅰ地区)の地籍図及び地籍簿	令和3(2021)年 2月8日
宇都宮市	宇都宮市針ヶ谷町の一部	宇都宮市針ヶ谷町の一部(針ヶ谷Ⅲ調査区)の地籍図及び地籍簿	令和3(2021)年 2月8日
芳賀町	芳賀町大字東水沼の一部	芳賀町大字東水沼の一部(東水沼2地区)の地籍図及び地籍簿	令和3(2021)年 2月8日

(農村振興課)

栃木県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年2月19日から同年3月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区 間	供用開始の期 日

208	一般県道 飛駒足利線	足利市名草中町3682-4から 足利市名草中町3679-1まで	令和3(2021)年 2月19日
208	一般県道 飛駒足利線	足利市名草中町3737-2から 足利市名草中町3818-1まで	令和3(2021)年 2月19日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市大久保町1365-2から 足利市大久保町1362まで	令和3(2021)年 2月19日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市大久保町1349-1から 足利市大久保町1292-1まで	令和3(2021)年 2月19日

栃木県告示第81号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
県道	石末真岡線	真岡市中郷字大道西298-1から 真岡市熊倉町字タケ内910-3までの上り線
		真岡市中郷字中根北223-1から 真岡市熊倉町字タケ内908-9までの下り線

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大平西部 土地改良区	理事	岡部 博義		栃木市大平町富田1351-2	令和2 (2020). 12.24	
	〃	大塚 徳明		〃 大平町下皆川229	〃	
	〃	小島 誠司	小島 誠司	〃 大平町富田2288-5	〃	令和2 (2020). 12.25
	〃	松永 幸助	松永 幸助	〃 〃 1553	〃	〃
	〃	岩崎 幸夫	岩崎 幸夫	〃 〃 3504	〃	〃
	〃	野原 耕作	野原 耕作	〃 〃 1960	〃	〃
	〃	富田 晃司	富田 晃司	〃 大平町下皆川770	〃	〃

理事		船田 正一	栃木市大平町富田1009-12		令和2 (2020). 12.25
〃		阿部 秀夫	〃 大平町下皆川431		〃
監事	磯辺 久雄		〃 大平町富田1888	令和2 (2020). 12.24	
〃	富田 克己		〃 大平町下皆川81	〃	
〃	石橋 光一	石橋 光一	〃 大平町富田1623	〃	令和2 (2020). 12.25
〃		猪俣 定一	〃 大平町下皆川1008-2		〃
〃		須藤 善司	〃 大平町新933		〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字寺前1528番6、1528番7	河内郡上三川町大字上三川3938番地1 ビオーラ上三川305	上野 博輝
那須烏山市田野倉字高田39番10、43番2、字清水尻49番2	小山市大字卒島1293番地	株式会社カワチ薬品
下野市柴字烏ヶ森1432番9	小山市西城南5丁目27番地1 プレジールD棟101	木村 里香 木村 隼人
下野市花の木三丁目678番7、678番8	下野市下石橋646番地1	小菅 育子
下野市川中子字原4番242	下野市柴433番地 下野市駅東六丁目3番2号	白石 浩平 白石 由季
下都賀郡野木町大字南赤塚字中ノ内550番2	下都賀郡野木町大字友沼6616番地6 ブリーズI 103号	福田 秀知
那須郡那須町大字高久甲字喰木原5309番1、5309番2、5309番4、5309番5、5309番7、5309番8、5310番1、5310番3、5310番4、5310番5、5311番2、5311番3、5311番4、5311番5	千葉県松戸市栗山543番地の2	株式会社DAIKI CHI
さくら市氏家字大野3260番1、3260番3、3260番8、3260番10、3484番31	さくら市氏家3260番地32	社会福祉法人愛美会

(都市計画課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により令和3（2021）年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

令和3（2021）年2月19日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県日光田母沢御用邸記念公園

(1) 教養施設

施設名	単位	利用者区分		利用料金
御用邸本邸	1回	個人	高校生及び大人	600円
			小学生及び中学生	300円
		団体（20人以上） 1人につき	高校生及び大人	500円
			小学生及び中学生	250円

(2) 研修室

ア 一般利用料金

施設名	利用区分	午前9時から 午前12時まで	午後零時から 午後1時まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
		研修室 1	1,400円	550円	1,400円
研修室 2		1,400円	550円	1,400円	2,800円
研修室 3		1,000円	400円	1,000円	2,000円
研修室 4		2,400円	950円	2,400円	4,800円
研修室 5		2,100円	850円	2,100円	4,200円
研修室 6		2,100円	850円	2,100円	4,200円
研修室 7		2,100円	850円	2,100円	4,200円

イ 時間外利用料金

施設名	利用区分	利用時間	利用料金	
			30分につき	
研修室 1		午前9時前	30分につき	350円
		午後4時後	30分につき	350円
研修室 2		午前9時前	30分につき	350円
		午後4時後	30分につき	350円
研修室 3		午前9時前	30分につき	250円
		午後4時後	30分につき	250円
研修室 4		午前9時前	30分につき	600円
		午後4時後	30分につき	600円
研修室 5		午前9時前	30分につき	500円
		午後4時後	30分につき	500円

研 修 室 6	午前9時前	30分につき	500円
	午後4時後	30分につき	500円
研 修 室 7	午前9時前	30分につき	500円
	午後4時後	30分につき	500円

ウ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金又は時間外利用料金の10割増の額

(3) 研修ホール

ア 一般利用料金

施 設 名	利 用 料 金
研 修 ホール	1時間につき 2,300円

イ 時間外利用料金

施設名 \ 利用区分	利 用 時 間	利 用 料 金	
研 修 ホール	午前9時前	30分につき	1,700円
	午後4時後	30分につき	1,700円

ウ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金又は時間外利用料金の10割増の額

(4) 駐車場

区 分	単 位	利 用 料 金
二 輪 車	1台1回	2時間につき 150円
普 通 自 動 車	1台1回	利用時間が2時間までの場合は300円、利用時間が2時間を超える場合は300円に2時間を超える利用時間1時間までごとに150円を加算した額
大 型 バス	1台1回	2時間につき 1,500円

備考

- 1 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 3 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。

2 栃木県日光だいや川公園

(1) 休養施設

施 設 名	利 用 区 分	単 位	利 用 料 金
オート キャンプ場	キャビンC (8人用)	宿 泊	1棟1泊 31,700円

備考 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。

(都市整備課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県那須農業振興事務所長 齋 藤 実

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 令3深山・板室 板室ダム常駐管理業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県那須塩原市板室地内 板室ダム及び管理所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「M 施設管理」、小分類「2 清掃、設備の保守」の入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年3月23日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) ダム、発電所、用排水機場、頭首工、上下水道施設その他施設の常駐管理業務を1年以上履行した実績を有する者であること。
- (5) 業務主任技術者として、電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第2項に基づく第2種ダム水路主任技術者以上の資格者又は河川法(昭和39年法律第167号)第50条第1項に基づくダム管理主任技術者(第四類ダムを除く。)の資格要件を有する者を選任できる者であること。
- (6) 駐在員を履行場所に終日常駐して配置できる者で、駐在員が常駐管理業務を適切に行うため必要な知識習得、操作訓練の他、業務遂行に係る安全教育、ダム管理等の知識について研修・訓練等を実施できる者であること。
- (7) 栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県又は福島県のいずれかに本社、支社又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒324-0041 栃木県大田原市本町1-3-1 栃木県那須農業振興事務所管理部管理課
電話 0287-23-3141

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和3(2021)年3月23日 午後2時 栃木県那須農業振興事務所 会議室

- (3) その他

入札説明書は、令和3(2021)年2月19日から同年3月4日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号。以下「規則」という。)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札を行った者のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 入札に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明するために、次の提出期間及び提出場所に、入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格の可否について確認を受けなければならない。

令和3(2021)年2月19日から同年3月5日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

〒324-0041 栃木県大田原市本町1-3-1 栃木県那須農業振興事務所管理部管理課
電話 0287-23-3141

イ 契約保証金 納付。ただし、規則第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、規則第144条第1項に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

ウ 最低制限価格の有無 有 最低制限価格未満の入札者は2回目の入札には参加できない。

エ 入札の変更等 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

オ その他 詳細は、入札説明書による。

(農地整備課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県矢板土木事務所長 野 尻 芳 昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県矢板土木事務所ダム管理施設で使用する電力
予定使用電力量 162,996kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和3(2021)年4月1日(木)から令和6(2024)年3月31日(日)まで
- (4) 納入場所 栃木県矢板土木事務所西荒川ダム管理所外32施設
(詳細は、仕様書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、電力の入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年3月23日(火)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-2163 栃木県矢板市鹿島町20番11号 栃木県矢板土木事務所総務課
電話 0287-44-2185
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
入札説明書は、令和3(2021)年2月19日(金)から同年3月22日(月)までの日(土曜日、日曜日及

び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和3(2021)年3月23日(火)午前10時

栃木県矢板土木事務所2階入札室(持参又は郵送による。ただし、郵送による受領期限は、令和3(2021)年3月23日(火)午前9時とし、書留郵便で(1)の場所に郵送すること。)

(4) 入札方法 1の(1)の総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

入札書の受領期限までに指定された場所に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) その他

ア 入札の変更等 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

(砂防水資源課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 業務件名 栃木県議会本会議音声データ反訳及び会議録原稿作成業務

(2) 業務内容 栃木県議会本会議の議事に係る音声データを反訳し、会議録原稿を作成する。

(3) 履行期間 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

(4) 履行(納入)場所 栃木県議会事務局議事課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和3(2021)年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) プライバシーマークを取得している者であること。

(5) 社内に品質保持体制を整え、各工程に責任者等を適切に配置していること。又はISO9001(品質保持マネジメント)を取得している者であること。

(6) 都道府県議会又は市町村議会における本会議会議録反訳業務を継続して3年以上受託している者であること。なお、随意契約により受託している場合は、同一自治体から継続して3年以上受託している場合に限るものとする。

(7) 次の体制が確保できる者であること。

- ① 都道府県議会又は市町村議会における本会議会議録反訳業務の実務経験が5年以上の常勤社員が5名以上いること。
- ② 反訳を行う者は、都道府県議会又は市町村議会における本会議会議録反訳業務の実務経験が5年以上の常勤社員とすること。
- ③ 校正に当たる者は、公益社団法人日本速記協会が認定した速記技能検定1級合格者で、都道府県議会又は市町村議会における本会議会議録反訳業務の実務経験が15年以上の常勤社員とすること。
- ④ 業務責任者は、公益社団法人日本速記協会が認定した速記技能検定1級合格者とすること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県議会事務局議事課 電話028-623-3762

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和3(2021)年3月24日午前11時 栃木県議会議事堂4階第5委員会室

(3) その他

入札説明書は、令和3(2021)年2月19日から同年3月5日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。なお、郵送を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用封筒を令和3(2021)年3月1日までに(1)に到着するよう送付すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める届を令和3(2021)年3月8日までに提出し、当該業務に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年2月19日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 業務件名 委員会等音声データ反訳業務

(2) 業務内容 栃木県議会における委員会、協議会、検討会及びその他の会議の審議を録音した音声データを反訳し、会議記録を作成する。

(3) 履行期間 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

(4) 履行(納入)場所 栃木県議会事務局議事課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

- (3) 令和3(2021)年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 都道府県議会又は市町村議会における本会議又は委員会の会議記録反訳業務を継続して3年以上受託している者であること。なお、随意契約により受託している場合は、同一自治体から継続して3年以上受託している場合に限るものとする。
- (5) 公益社団法人日本速記協会が認定した速記技能検定1級合格者1名以上が、本業務の責任者として従事できる体制が確保されていること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県議会事務局議事課 電話028-623-3762
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和3(2021)年3月24日午前10時30分 栃木県議会議事堂4階第5委員会室
- (3) その他
入札説明書は、令和3(2021)年2月19日から同年3月5日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。なお、郵送を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用封筒を令和3(2021)年3月1日までに(1)に到着するよう送付すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
ア 入札の変更等 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める届を令和3(2021)年3月8日までに提出し、当該業務に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。
ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局議事課)